

## 化学肥料低減定着対策事業のご案内

◇ 土壌診断費用

◇ 堆肥運搬・散布費用 に対し交付金が交付されます

国において、肥料価格高騰対策事業の一環として、農家のみなさまの「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた「地域の取組」を支援する追加対策を実施することになりました。

庄原市における「地域の取組」は次の2つです。

①土壌診断の推進支援

要した費用の1/2以内を支援（土の持込は12/28まで）

②堆肥等の利用拡大支援

堆肥運搬・散布1t当たり4,000円以内を支援

申請期限は、令和6年1月17日（水）です。

詳しくは裏面をご覧ください

### 注意事項

- 対象となる農地は、原則、庄原市内の農地であり、申請者の本年度の営農計画書（注1）で本地面積が確認出来る農地である必要があります。
- 同じ取組内容で国から他の補助金を受けている場合は、重複して交付金を受けることは出来ません（産地交付金のWCS用稲堆肥投入支援及び耕畜連携助成、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業や堆肥の施用など）。
- 申請額が予算額を上回った場合は、交付単価（率）が下がる場合があります。
- 申請書等の様式は、庄原市農業振興課及び各支所で配布、又は庄原市ホームページからダウンロードできます。
- 書類の提出は、庄原市農業振興課又は各支所へお願いします。

注1：令和5年度（産）水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書（兼確認野帳）

## ①土壌診断の推進支援

取組内容	農業者が、土壌診断を行う事業者と契約した場合、要した費用の一部を支援します。
交付対象者 (申請できる方)	市内に事業所(住所)がある農業者 ※土壌診断を行っていても、費用がかかっていない農業者は申請できません。
交付単価等	要した費用の1/2以内
対象期間	令和5年6月1日～令和5年12月28日までに実施し、 令和6年1月17日までに申請したもの。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請書</li> <li>● 請求書、振込先口座・名義を確認できる通帳等の写し</li> <li>● 診断日・料金が確認できる書類(写し)</li> <li>● 領収書(写し) 等</li> </ul>

## ②堆肥等の利用拡大支援

取組内容	<p>農業者が、堆肥散布を行う事業者と契約した場合、運搬費・散布費の一部を支援します。</p> <p>※対象の堆肥は、肥料法上の堆肥(注2)で、国内で発生する動植物質を原料として、生産及び販売の届出がされているもの。</p> <p>※散布量は1契約につき1t以上とします。</p> <p>※庄原市の該当事業者は、下記の問い合わせ先又は広島県北部農林水産事務所農村振興課：0824-72-2024までご確認ください。</p>
交付対象者 (申請できる方)	<p>市内に事業所(住所)がある農業者</p> <p>※産地交付金のWCS用稲堆肥投入支援及び耕畜連携助成(資源循環)など、堆肥散布を要件とする補助金との重複がないこと。</p> <p>※環境保全型農業直接支払交付金の有機農業や堆肥の施用との重複がないこと。</p> <p>※農業者(法人等の構成員を含む)が自ら行う運搬や散布は交付金の対象になりません。</p>
交付単価等	堆肥運搬・散布1t当たり4,000円以内
対象期間	令和5年6月1日～令和5年12月28日までに実施し、 令和6年1月17日までに申請したもの。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請書</li> <li>● 請求書、振込先口座・名義を確認できる通帳等の写し</li> <li>● 契約書(写し) 堆肥代、運搬料、散布料の内訳記載があるもの。</li> <li>● 作業日誌 散布場所、散布日、散布量が分かるもの。</li> <li>● 領収書(写し) ※契約書と同額のもの。</li> </ul>

注2：肥料の品質の確保等に関する法律に基づく特殊肥料の堆肥

お問い合わせ先

庄原市農業再生協議会(庄原市役所内)

農業振興課 農業振興係 0824-73-1131

西城支所 地域振興室 0824-82-2181

東城支所 産業建設室 08477-2-5008

口和支所 地域振興室 0824-87-2113

高野支所 地域振興室 0824-86-2113

比和支所 地域振興室 0824-85-3003

総領支所 地域振興室 0824-88-3065